

東海大学学生安全会保障制度の補償内容(概要)

ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。保険の対象となる方またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

【傷害補償 (子ども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」*1により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされている場合、保険の対象となる方が熱中症 (日射または熱射による身体の障害) になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 疲労骨折はこれらの要件を満たさないためお支払いの対象となりません。

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

ケガを被ったとき既に存在していた病気やケガの影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合					
【1】 傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (事故により直ちに死亡された場合を含みます。) に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・戦争、内乱、暴動等によって生じたケガ*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ (ただし、天災危険補償特約を付帯しているタイプでは、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガについても保険金お支払いの対象となります。) ・核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガ					
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ (その方が受け取るべき金額部分)					
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数 (実日数) を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置 (保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) によって生じたケガ					
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">お支払額</td> <td style="padding: 2px;">入院中</td> <td style="padding: 2px;">入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">入院中以外</td> <td style="padding: 2px;">入院保険金日額の5倍</td> </tr> </table> ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります*3。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療 (先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。) をいいます (詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません (保険期間中に対象となる先進医療は変動します。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍		入院中以外	入院保険金日額の5倍
お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍						
	入院中以外	入院保険金日額の5倍						
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院 (往診を含みます。) された場合に、通院保険金日額に通院した日数 (実日数) を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。	・戦争、内乱、暴動等によって生じた病気*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた病気*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気 (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・刑の執行によって生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存 ・先天性疾患 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といます。) の保険開始時点で、既に被っている病気*2 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険開始時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険開始日から1年*3を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象となります。 *3 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。						
【2】 入院手術医療保険金支払特約	入院医療保険金	年齢 (保険期間の初日時点の満年齢をいいます。) が満6歳以上の方を対象とする契約のみセットすることができます。 保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院が1日を超えて継続した場合に、入院医療保険金日額に入院した日数 (実日数) を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気 (医学上重要な関係がある病気を含みます。) による入院*1については、60日を限度とします。 ※介護療養型医療施設における入院を除きます。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 *1 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。	・戦争、内乱、暴動等によって生じた病気*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた病気*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気 (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・刑の執行によって生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存 ・先天性疾患 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といます。) の保険開始時点で、既に被っている病気*2 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険開始時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険開始日から1年*3を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象となります。 *3 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。					
	特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合に、傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします (なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。) ①発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ②医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 (法律により「就業制限」された場合を含みます。) ③医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院 (往診を含みます。) された場合 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">特定感染症とは…</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症予防法)」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。</td> </tr> </table>	特定感染症とは…	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症予防法)」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。	・戦争、内乱、暴動等によって発病した特定感染症*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・核燃料物質の有害な特性等によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・刑の執行によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症 (更新の場合を除きます。) 等 *1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によって発病した特定感染症は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。			
特定感染症とは…								
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症予防法)」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。								